SMBC SMBCグループ

SMBC China Monthly

第247号 ■ 2026年10月・11月

編集・発行：三井住友銀行 グローバル・アドバイザリー部

【目 次】

経済トピックス **中国の成長分野における赤字企業の増加**
日本総合研究所 調査部
主任研究員 関 辰一 ---------- 2～3

税関関連情報 **「中華人民共和国生態環境法典」の施行が企業に与える影響に関して**
TJCCコンサルティンググループ
副総経理 劉 航 ---------- 4～5

法務レポート **「出入境管理に関する国務院の規定」に関するコンプライアンス上の解説とリスク提示**
キャストグローバルコンサルティング（上海）有限公司
法務顧問・中国弁護士 顧 麗萍 ---------- 6～9

人事・労務関連情報 **業績評価が不合格の従業員を解雇できるか**
―中国における業務不適任を理由とした労働契約解除の留意点―
PERSOLYC China Co., Ltd. 英創人材服務（上海）有限公司
Director 本多 清志 ---------- 10～11

マクロ経済レポート **中国経済展望**
日本総合研究所 調査部
古宮 大夢 ---------- 12～16

為替情報 通貨見通し **■中国人民元 ■香港ドル ■新台湾ドル**
三井住友銀行 市場営業統括部
エコノミスト 張 博涵 ---------- 17

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

TOPICS

経済トピックス①

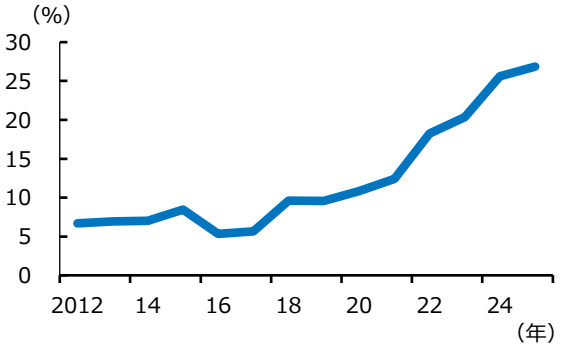
中国の成長分野における赤字企業の増加

SMBC China Monthly

日本総合研究所 調査部
主任研究員 関 辰一
E-mail: seki.shinichi@jri.co.jp

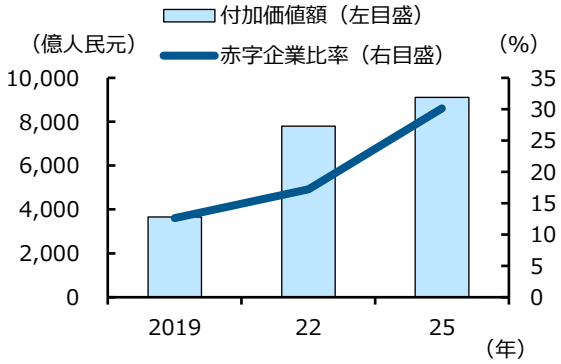
中国では、赤字企業が増加している。とりわけ、成長分野における増加が顕著である。この要因のひとつは、し烈な企業間競争による選別である。また、赤字でも潜在力が評価される次代の成長企業も多い。

＜中国の赤字企業比率＞



（出所）Windを基に日本総研作成
（注）上場企業の財務データ。

＜付加価値額と赤字企業比率＞



（出所）Windを基に日本総研作成
（注）情報通信機器・電子部品・デバイス製造業上場企業の財務データ。

■成長分野における赤字企業の増加

近年、中国では成長分野における赤字企業の増加が顕著である。上場企業数に占める赤字企業の比率（赤字企業比率）は 2019 年の 9.6%から 2025 年に 26.9%へ急上昇している（右上図）。赤字企業の業種分布をみると、2019～22 年は、新型コロナウイルス対策として実施された厳格な外出規制や不動産不況を受けて、飲食・宿泊業上場企業（以下、上場企業を省略）や不動産業等非製造業を中心に増加した。一方で、2022～25 年には、情報通信機器・電子部品・デバイス、はん用・生産用・業務用機械、電気機械、化学工業で赤字企業が急増している。これら 4 分野だけで全体の上昇分の約 6 割を説明できる。

これらの分野は中国製造業の代表的な成長分野である。実際、この 4 分野の付加価値額の増加率は、いずれも中国製造業の平均値を上回る。中国政府が重点的に育成してきたハイテク製造業も、これらの分野に多数含まれる。たとえば、5G 基地局や半導体は、情報通信機器・電子部品・デバイスに分類される。ロボットは、はん用・生産用・業務用機械に含まれる。太陽電池や蓄電池は電気機械、バイオ医薬品や有機化学素材は化学工業に属している。

情報通信機器・電子部品・デバイス製造業の近年の動きをみると、2019 年頃から世界的に通信規格が 4G（LTE）から 5G サービスへの移行がみられ、2022 年 11 月に ChatGPT が公開された。これらが、同分野の成長の追い風となっている。足元では、一般の消費者や企業が AI サービスを日常的に利用できることが示されたことで、AI 向け端末や半導体、データセンターの需要が急増している。こうしたなか、多くの企業が開発・製造・販売の強化に注力しており、同分野の付加価値額は 2022 年の 7,800 億人民元から 2025 年に 9,100 億人民元へと増加し続けている。その一方で、赤字企業数は同期間に 113 社から 198 社へ増加し、赤字企業比率は 17.2%から 30.1%へと急上昇している（右下図）。

■企業間競争を通じた選別

成長分野でありながら赤字企業が増加している理由のひとつは、し烈な企業間競争である。市場シェアを巡って、設備投資競争や価格競争が過熱している。情報通信機器・電子部品・デバイス製造業についてみると、2022 年から 2025 年の期間における固定資産残高の増加率（＋35.4%）は、付加価値額の増加率（＋16.9%）を大きく上回る。これは、供給能力が需要を上回るペースで拡大していることを示している。また、消費者物価指数（CPI）は同期間に＋0.4%とほぼ横ばい、そのうちサービス価格は賃金上昇等を反映

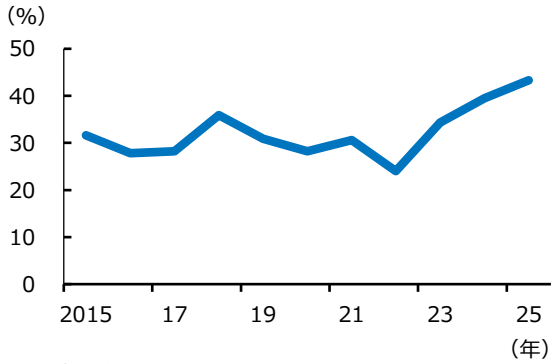
当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

して同＋2.2%上昇している一方で、財（モノ）の価格は製造業における供給超過により同▲0.7%下落している。情報通信機器価格の下落幅は▲3.5%と財全体と比べても大きい。

企業間競争を通じた選別が進んだ結果、利益は競争力の高い少数企業に集中している。情報通信機器・電子部品・デバイス製造業の利益総額に占めるトップ 1%企業の利益の割合が 2022 年の 24.0%から 2025 年に 43.3%へと、大きく上昇している（右上図）。有力企業は「国内チャンピオン企業」であると同時に「グローバル・チャンピオン企業」としてのポジションを形成しつつある。

＜トップ1%企業の利益シェア＞



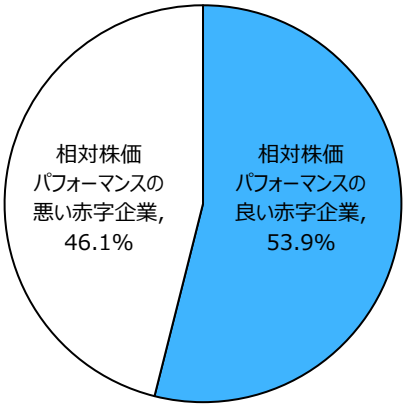
（出所）Windを基に日本総研作成
（注）情報通信機器・電子部品・デバイス製造業上場企業の財務データ。

■赤字でも潜在力が評価される次代の成長企業

ただし、赤字企業を敗者としてひとくくりにすることはできない。近年、世界的には赤字であっても成長性が高い企業に対する投資家の関心が高まっており、中国においても同様な赤字企業が少なからず存在している。

情報通信機器・電子部品・デバイス製造業についてみると、赤字企業の 2 社のうち 1 社は投資家が高い関心を示している企業である。上海総合株価指数は、2023 年初の 3,089 ポイントから 2025 年末に 3,969 ポイントへと＋28.5%上昇した。2025 年の赤字企業 198 社のうち 2023 年時点で上場していなかった 20 社を除くと 178 社となる。この 178 社のうち 96 社（53. 9%）の当該期間における株価上昇率は、上海総合株価指数の上昇率を上回る（右下図）。

＜相対株価パフォーマンス別赤字企業の分布＞



（出所）Windを基に日本総研作成
（注）情報通信機器・電子部品・デバイス製造業上場企業における赤字企業の財務データ。

この相対株価パフォーマンスの良い 96 社の特徴のひとつは、研究開発や無形資産への投資に積極的である点である。96 社の 2022 年の R&D 集約度（研究開発投資／売上高）の平均値は 9.6%、無形資産残高の対付加価値額比率も 60.5%に達している。無形資産には、コンピュータのソフトウェア、特許、著作権、顧客や仕入れ先との関係等が含まれる。これに対し、相対株価パフォーマンスの悪い赤字企業 82 社の R&D 集約度は 6.5%、無形資産残高の対付加価値額比率は 38.9%にとどまる。

このように、中国の成長分野における赤字企業の増加は顕著であり、その背景には企業間競争による選別だけでなく、潜在力が評価される次代の成長企業が生まれていることも大きい。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

TOPICS

税関関連情報

「中華人民共和国生態環境法典」の施行が企業に与える影響に関して

SMBC China Monthly

TJCCコンサルティンググループ
副総経理 劉 航
Email：shinki@tjcc.cn

2026 年 8 月 15 日施行の「中華人民共和国生態環境法典」は、中国において民法典に次ぐ 2 番目の「法典」であり、30 余りの生態環境関連法律と、100 余りの行政法規が体系的に統合されており、その監督管理対象は汚染防止だけでなく、生態環境保護、グリーン低炭素発展等の全分野をカバーしています。そのうち一部の条項は企業の輸入業務に対して、より高いコンプライアンス要求を求めており、その主な影響として、新化学物質の環境管理登録制度が、政府部門による規定から法律の形へと格上げされたことが挙げられます。従来の届出方式が廃止され、輸入されるすべての新化学物質に対して登録手続が必要となりました。また、この法典では監督管理領域が製品のカーボンフットプリント算定にまで広げられているため、環境保護面のコンプライアンス審査範囲が従来よりも大幅に拡大されました。以下にそれらの主な影響をまとめました。

●新化学物質面

輸入企業に対して最も直接的かつ強制力がある影響のひとつである。法典により初めて法律という形で新化学物質の環境管理登録制度が確立され、「先に登録してから、その後に輸入する」という原則が明確に示された。

【重大要求】
『中国現有化学物質名録』に記載されていないすべての「新化学物質」は、輸入前に必ず生態環境部門に登録申請しなければならない。

【法令条項】
法典第 651 条にて、証書なしまたは証書違反で新化学物質を輸入することを禁止する旨が明確に規定された。また、企業が証書なしで輸入した新化学物質を使用して製品を生産することも禁止された。

【違法処罰】
処罰程度はかつてないほど引き上げられた。新化学物質を違法輸入した場合の罰金上限は、従来の政府部門による規定では最高 3 万人民元だったが、今回の法典では 20～200 万人民元まで引き上げられている。さらに生産制限、生産停止・是正、営業停止、閉鎖等の厳重処罰が科せられる可能性もある。

●新汚染物質面

新化学物質だけでなく、法典ではすでに管理対象となっていた「新汚染物質」の輸入についても、明確な「レッドライン」が設定された。

【重点管理】
法典では、『重点管理新汚染物質リスト』を随時更新していくこと、またリスト内の物質に対して輸入禁止・輸入制限等の管理措置を実施していくことが示されている。

【違反処罰】
重点管理新汚染物質リストに含まれる物質を違法に輸入した場合、10 万人民元以上 100 万人民元以下の罰金、および生産制限、生産停止・是正等の処罰が科される。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

●カーボンフットプリント面

法典の第 4 編「グリーン低炭素発展」にグリーン低炭素要求が組み込まれたため、今後の輸出入商品の通関プロセスに直接影響が及ぶことが見込まれる。

【監督管理の方向性】

製品のカーボンフットプリントといった炭素面のコンプライアンス情報は、将来的に税関通関審査の重要要素のひとつになることが予想され、EU の炭素国境調整メカニズム（CBAM）の方式に似たものになることが考えられる。

●その他の重要な影響

【製品の環境保護基準】

法典では、大気汚染防止基準/要求に適合しないボイラーを輸入してはならないと明確に定められた。今後より多くの製品の輸入についても国家環境保護基準と強制連動させることが予測される。

【連帯責任リスク】

法典では汚染修復責任が強化されており、土壌汚染責任者が最初の修復義務を負う。汚染物質に関わる製品を輸入/使用する輸入業者がもし土地の汚染に関わっている場合、より明確な責任追及リスクに直面する可能性もある。

＜企業に求められる注意事項＞

法典による変化に対して、輸入企業においては以下の対応が望まれる。

①輸入予定のすべての化学物質、原料、製品部品を全面整理し、『中国現有化学物質名録』および重点管理新汚染物質リストと照合しながらコンプライアンス要求を把握する。
②製品の炭素排出データの計算および管理能力を早期に構築し、新化学物質の登録、炭素排出データの計算といった作業を、製品輸入計画の前段階の必須プロセスとして組み込み、コンプライアンス面の手続が未完であることで通関が遅延しないようにする。
③国外サプライヤーの資格および製品成分について調査を行い、中国の法律要求を満たす書類および物質情報を入手し、サプライヤーのコンプライアンス違反による連帯リスク発生を避ける。
④現在制定が進められている『新化学物質環境管理登記弁法』といった関連する附帯法規や今後更新される管理リストに常に注意を払う。

TJCC コンサルティンググループ
1997 年の設立以来、日本・中国各地で 600 社以上の外資系企業サポート実績。
100 人のプロフェッショナルが中国の会計税務・通関管理・人事労務等、経営全面に渡って単なる解決案の提供だけでなく、実行から成果まで保証。
2021 年には書籍『中国通関 Q&A100』を出版。

劉 航（リュウ コウ）
1994 年広州中山大学日本語科卒。（株）東芝広州事務所、（旧）日商岩井広州支店勤務の後、2002 年 TJCC 入社。中国・日本各地で TJCC 主催セミナーのほか、商工会、JETRO 等主催のセミナー講師も務める。
得意分野：通関管理、企業投資・統廃合・移転・来料法人化関連

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

REPORT 法務レポート

「出入境管理に関する国務院の規定」に関するコンプライアンス上の解説とリスク提示

SMBC China Monthly

キャストグローバルコンサルティング（上海）有限公司
法務顧問・中国弁護士 顧 麗萍
Email： huyechao@castglobal-consulting.com.cn

1. 新規定の背景と中核的な変更の概要

国務院が公布した「出入境管理に関する国務院の規定」（国務院令第841号、以下「規定」）が、2026年9月15日より施行されている。この「規定」により、従来の出入境管理体系を基盤としつつ、技術輸出管制および報復リスト制度と出入境者管理との間の連動メカニズムが著しく強化し、出入境管理が輸出管制、技術安全と密接に結び付け、管理モデルが「物や技術」の管理から、技術を有する「人」を同時に直接管理する方向へと転換したことを示している。香港などのメディアは、この措置が、中国が最近強化している重要鉱物、レアアースおよび軍民両用品目の輸出管制政策の方向性と一脈通じるものであると指摘している。

中国境内の日系企業、および中国との間で人員、技術、データの往来がある日本企業にとって、「規定」第4条および第5条は、「技術から人員に至るまで」の全過程にわたる管理・統制の考え方を定めたものといえる。一方で、輸出管制や技術輸出入管理への違反を、中国公民に対する「出境不許可」措置に直接結び付け、他方で、外国人が報復リストや信頼できないエンティティリスト等に掲載された場合には、「証明書類を発給しない、または入境を許可しない」措置と関連付けている。この変化は、今後、企業のコンプライアンスリスクが行政処罰のレベルにとどまらず、基幹技術者や外国籍の経営幹部の人身の自由および越境移動能力にまで直接及ぶことを意味する。

2. 重点条項の法的解説

（1） 中国公民の出境制限事由の拡大と裁量権の明確化

「規定」第4条は、中国公民に対して3つの主要な出境不許可事由を定めており、そのうち第3項は技術集約型産業に最も広範かつ重大な影響を及ぼす。

第1項と第2項はそれぞれ、証明書類の不正取得や不法出入境により行政拘留処罰を受けた場合、および境外で違法犯罪活動を行い国の安全と利益を害した場合を対象としており、処罰の執行完了日または帰国日から6ヵ月以上3年以内の範囲で、出境を許可しない期間を明確に定めている。

第3項の規定は次のとおりである。

中国公民が輸出管制、技術輸出入管理等の規定に違反し、国の産業の安全または技術の安全に害を及ぼすおそれのある場合には、国務院の商務等の関係主管部門は、その出境を許可しない旨を決定することができる。

この条項には、以下の3つの顕著な特徴がある。

① 規制対象の重点：主に企業の輸出管制コンプライアンス責任者、および基幹技術を有する者、または機微な技術移転に関与する者を対象としている。上記の人員が技術の不法な対外流出、規定に違反する両用品目の輸出、または基幹産業技術の境外への移転を行った場合、規制対象となる。

② 人員と技術の連動：企業が技術ライセンス、研究開発協力、技術サービス、および規制対象品目の輸出を行う際には、人員の出境と技術輸出の双方について、コンプライアンスに留意する必要があることを明確にした。技術輸出にかかる違反は、企業が罰せられるだけでなく、関連する責任者が出境禁止となる可能性がある。

③ 期間に関する裁量の余地：前2項とは異なり、第3項は固定された出境制限期間を定めておらず、国務院の商務などの関連主管部門が、具体的な違法事由と予防の必要性に応じて裁量権を行使することを認めている。これは、ひとたびこの条項に該当すると、関係者が直面する不確実性や潜在的な制限期間の面で、通常の行政法規違反に伴う結果を大きく上回る可能性があることを意味する。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

さらに、「規定」第 18 条は「移民管理機構」について、国の移民管理部門、出入境にかかる国境検査機関および県級以上の地方人民政府の公安機関の出入境管理機構と定義している。注目すべきは、「規定」第 4 条に基づき、省級人民政府が特定の状況下において初めて出境不許可を決定する権限（在外外交機関による確認後）を得た点である。同時に、「規定」第 6 条に基づき、出境制限の決定が国の安全や刑事事件の捜査に影響を及ぼす可能性がある場合、当事者に通知しないことが可能であり、その結果、「空港に着いて初めて出境できないことを知る」といった運用上のリスクが高まることになる。

（2） 外国人の入境制限事由の強化と各種リストとの連動

「規定」第 5 条は外国人に対する入境制限措置を定めており、重点は虚偽の陳述に対する厳しい処罰および制裁リストとの連動にある。

第 1 項および第 2 項では、外国人がビザ申請や入境時に虚偽の書類を提供したり、虚偽の陳述を行った場合、または国境管理を妨害して刑事処罰を受けたり、不法出入境により行政処罰を受けた場合、移民管理機構やビザ発給機関は 1 年から 5 年以内の範囲でその入境不許可を決定できると規定している。

第 3 項の規定は次のとおりである。

外国人が報復リスト、信頼できないエンティティリストもしくは悪意のあるエンティティリストに組み入れられ、または報復および制限措置等を講じられ、法により出入境証書の発給をせず、または入境を許可しない等の関連措置を講ずる必要がある場合には、移民管理機構および査証機関が職責に従い実施する。

同項も同様に、固定された入境不許可期間を規定しておらず、主管機関が職責に応じて裁量で実施することを認めている。これは、外国籍の個人またはその所属する境外の親会社もしくは関連企業が上記のリストに掲載された場合、本人が直接、ビザ発給の拒否または出入境検査場での入境拒否の対象となり、かつ、こうした制限は政策に大きく左右され、不確実性も高いことを意味する。

（3） その他重要な監督管理の変化

① 仲介機構の厳格な管理：「規定」は、出入境仲介機構が公職者や軍関係者のために、規定に違反して外国国籍や境外の永住資格等の証明書類の取得または手続を行うことを禁止している。また、このような委託が判明した場合は、速やかに監察機関に報告することを仲介機構に求めている。

② 行政処罰権限の調整：「規定」第 14 条は、県級以上の地方公安機関の出入境管理機構が 5,000 人民元を超える罰金や違法所得の没収といった行政処罰を行う場合、窓口が独自に決定するのではなく、所属する公安機関が決定することを明確にしており、法執行のレベルと厳格性を高めている。

3. 在中の日系企業および日本の関連企業への影響の分析

（1） 半導体、ハイエンド製造、AI およびバイオ医薬品などの業界が直面するコンプライアンス上の圧力の高まり

「規定」第 4 条第 3 項で、「輸出管制、技術輸出入管理への違反」と「出境を許可しない」ことを関連付けていることを踏まえると、半導体、ハイエンド製造、人工知能（AI）、バイオ医薬品などの技術集約型産業に属する中国境内の日系企業およびその日本本社は、より厳格なコンプライアンス上の要求に直面することになる。これらの業界の技術は、多くの場合「中華人民共和国輸出管制法」第 2 条に規定される両用品目、軍用品または核関連技術に関連しており、国の重点管理分野に属している。承認を得ていない技術移転、指導またはサービス、さらには情報交換でさえも、国の産業安全や技術安全を脅かすと認定されるおそれがあり、それによって関連する技術者や外国籍の経営幹部に対する出入境制限措置につながる可能性がある。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

（2）「人員ー技術」一体化のコンプライアンスリスクの顕在化

以前は、技術輸出にかかる違反は主に企業レベルの行政処罰として現れていたが、新規定の下では、リスクが個人レベルにまで波及する。企業の人員が規定に違反する技術輸出に関与した場合、自身のキャリアが阻害されるだけでなく、出境禁止措置を受けることで、国際的なプロジェクトの協働や海外での展示会参加、研究開発の交流にも影響が出る可能性がある。日系企業にとって、日中間の技術者の往来は日常的なものであり、新規定により、国境を越える技術交流のたびに厳格な法的リスク評価が必要となる。

（3） 外国籍の経営幹部および関連当事者の入境における不確実性の高まり

中国と業務上の取引がある日本企業にとって、その外国籍の経営幹部や技術者が会議や交渉のために訪中する必要性は依然として高い。しかし、当該企業またはその関連当事者が中国の報復リスト、信頼できないエンティティリスト、または悪意のあるエンティティリストに掲載された場合、派遣される人員が直接ビザを拒否されるか、入境を禁止される。リストに掲載されていなくても、入境申告においてわずかな書類の不備や事実と異なる陳述があれば、1 年から 5 年の入境禁止命令の対象になる可能性がある。この「連座制」のような管理メカニズムにより、日系企業はグローバルな人員配置や人材の移動を計画する際、中国市場への参入リスクを再評価しなければならない。

4. 弁護士としてのアドバイスとコンプライアンス対応策

上記の法的分析およびリスクの提示に基づき、中国の日系企業および日本の関連企業に対し、以下のコンプライアンス是正・予防措置に直ちに着手することをお勧めする。

（1）「技術ー人員」一体型のコンプライアンス審査体系の構築

① 技術の分類・分級と動的な更新：企業は早急に、中核技術および機微な技術の整理を完了し、社内技術リストを作成し、どの技術が輸出禁止または輸出制限の範疇に属するかを特定し、各種技術の国外移転の範囲と承認権限を明確にすることが望ましい。「中華人民共和国輸出管制法」で定義される管制対象物および関連技術資料については、輸出許可申請手続を厳格に履行しなければならない。

② 出境時の二重審査メカニズム：承認フォームと権限マトリクスを策定し、特に中核エンジニアや研究開発担当者の出境については「業務の必要性」と「技術安全」の二重審査を行うとともに、「業務部門」と「法務/コンプライアンス部門」による二重審査を実施し、承認記録を保存する。すべての技術者について、出境前に、予定されている活動が技術の伝授、移転、または承認範囲を超えた協力にかかわるものではないか確認することをお勧めする。

③ クロスボーダーサービスにおけるコンプライアンス評価：技術者が国境を越えて技術サービスを提供する場合、技術輸出の監督管理対象に含まれるリスクがある。また、海外展示会、共同プロジェクト、人的交流などの活動についても技術輸出評価を実施し、交流の名を借りた技術移転が行われないよう防止することをお勧めする。

④ 出境が阻まれた場合の緊急対応計画を整備し、緊急連絡先、法務サポートおよび代替案を明確にすることで、想定される「告知なしの出境制限」といった突発的な事態に迅速に対応できるようにする。

（2）「外国籍人員」の入境前審査および評価の強化

① 外国籍人員の入境バックグラウンド調査とスクリーニング：企業が海外の関連会社や協力企業の人員を招聘する際は、事前に関連者およびその所属企業に対して包括的なバックグラウンド調査を実施する。自社およびパートナー企業が、中国の報復リスト、信頼できないエンティティリスト、悪意のあるエンティティリストなどに含まれていないか十分に留意し、コンプライアンスに問題がないことを確認した上で、真実に即した招聘状を発行する。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

② ビザ申請書類の真実性管理：規定では、外国人の虚偽陳述に対して 1 年から 5 年の入境不許可という厳しい罰則が定められていることを踏まえ、外国籍の従業員が中国ビザを申請する場合や、商用目的での入境申告を行う場合には、提出書類が真実かつ正確であり、相互に整合していることを必ず確認する。非正規の仲介業者を安易に信用せず、代行機構による違反行為によって申請者がブラックリストに載ることがないよう注意する。

（3） 第三者代行機構の管理の適正化

① 代行機構の資格確認：既存の出入境代行機構を全面的に調査し、正式な登録または届出を完了していることを確認する。

② 代行機構からコンプライアンスに関する誓約書を取得し、公職者または軍人のために、規定に違反して境外の身分・資格に関する手続を行うことを当該代行機構に委託してはならない。また、境外の機構を通じて境内の業務を行うことを避ける。このような委託が判明した場合には、直ちに取引関係を終了する。

（4） コンプライアンス・ガイドラインと社内研修

① 企業の状況に合わせてコンプライアンス・ガイドラインを策定し、全従業員および境外の関連企業の人員に対し、ガイドラインの自己診断チェックリストに基づいて事前の自己診断を行うよう求める。
出境（出張、会議参加、研究訪問、親族訪問などを含む）を計画する際は、以下のプロセスに従って自己評価と申告を行うことを推奨する。

プロセス	行動の提案
出境前評価	関連する技術が中核技術/機微な技術リストに該当するかを確認する。出境目的と活動内容が技術の伝授や移転に関わるかを判断する
内部承認の履行	企業の制度に従って出境申請と技術安全評価を提出し、必要な承認を得た後に出発する
資料の真実性と完全性	パスポート、ビザ、招聘状、旅程などの資料の内容は真実で、相互に整合している必要があり、資料の問題のために出入境検査場で支障が生じないようにする
出境当日	十分な時間を確保し、禁止命令の通知がないか注意を払う。出境を阻まれた場合は冷静さを保ち、企業の緊急連絡先/法務担当者に連絡する
境外滞在中	技術の境界を厳守し、承認範囲を超えた技術交流や協力を無断で行わない

② 全従業員のコンプライアンス意識の向上：研究開発、販売、人事および経営幹部向けに特別研修を実施し、コンプライアンス・ガイドラインと自己診断チェックリストを学習する。特に「規定」第 4 条、第 5 条がもたらす結果の重大性を解説し、「自分は大丈夫だろう」といった安易な考えを排除する。

（5） 継続的なモニタリングと動的な調整

制裁リストの動的スクリーニングメカニズムを構築し、報復リスト、信頼できないエンティティリスト、悪意のあるエンティティリストなどを網羅して、継続的にモニタリングする。法規制の解釈や執行基準は随時調整される可能性があるため、企業は定期的に専門の弁護士に依頼してコンプライアンス監査を行い、社内の管理制度を適時に更新することで、新規定の施行前後における円滑な移行を図り、法的リスクを最大限に低減することが望ましい。

以上

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

TOPICS

人事・労務関連情報

業績評価が不合格の従業員を解雇できるか
―中国における業務不適任を理由とした労働契約解除の留意点―

SMBC China Monthly

PERSOLYC China Co.Ltd.
英創人材服務（上海）有限公司
Director 本多 清志
E-mail：info_cn@persolkelly.com

◆はじめに

中国で事業を行う日系企業にとって、期待する成果を上げられない従業員への対応は、労務管理上の課題のひとつです。「評価が一定期間連続して不合格となった場合は解雇する」と就業規則に定め、本人が署名していれば、その規定に基づいて労働契約を解除できるのでしょうか。

結論として、業績評価が不合格であるという理由だけで直ちに解雇することはできません。本稿では、上海市金山区人民法院の事例を基に、評価結果と業務不適任の関係、解除に必要な手続、企業が日常の人事管理で備えておくべき点を整理します。

◆案件

B 氏は 2022 年 8 月、A 社と 1 年間の労働契約を締結し、購買マネージャーとして入社しました。同時に署名した従業員規則には、毎月の業績評価で 2 ヵ月連続して低評価となった場合、労働契約の解除または降職・減給の手続に入る旨が定められていました。

B 氏は同年 11 月と 12 月の評価で連続して不合格となり、A 社は 2023 年 1 月、当該規定に基づいて解雇を通知しました。B 氏は労働仲裁の結果を不服として金山区人民法院に提訴し、違法解除による賠償金 16,000 人民元を請求しました。

B 氏が「低評価だけでは業務を遂行できないとはいえない」と主張したのに対し、A 社は「本人は規則の内容を認識し、署名していた」と反論しました。しかし、法院は A 社による解除を違法と判断し、16,000 人民元の賠償金の支払を命じました。

◆法律分析

1. 業績評価の不合格だけでは解除の根拠にならない

「中華人民共和国労働契約法」第 39 条は、重大な就業規則違反等、使用者が労働契約を解除できる事由を定めています。本件の評価不合格は、同条の重大な規則違反等には該当しないと判断されました。社内規定への署名があっても、法定の要件を満たさない一方的な解除が認められるわけではありません。

また、法院は、評価不合格がそのまま「業務に堪えられないこと」を意味するわけではなく、A 社の証拠では B 氏の業務不適任を十分に立証できないと指摘しました。評価結果と、担当職務を遂行できないという事実を区別して検討する必要があります。

2. 研修または配置転換を経た上で、なお不適任であることが必要

同法第 40 条第 2 号は、従業員が業務に堪えられず、研修または職務の調整を経てもなお業務に堪えられない場合の解除を定めています。本件では、A 社が研修も配置転換も実施していなかったことが、違法と判断された理由のひとつでした。

解除には、上述の要件に加え、30 日前の書面通知、またはその通知に代わる 1 ヵ月分の賃金の支払が必要です。さらに、第 46 条・第 47 条に基づく経済補償金も支払う必要があり、通知に代わる賃金とは区別して扱います。医療期中、妊娠・出産・授乳期中等、第 42 条の解除制限や、第 43 条の工会への事前通知についても確認が必要です。

違法解除となった場合は、第 48 条・第 87 条に基づき、労働契約の継続履行、または経済補償基準の 2 倍の賠償金の支払が問題となります。補償費用を用意するだけでなく、解除の根拠と手続を事前に確認することが重要です。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

◆使用者へのアドバイス

1. 評価基準と職務上の要求を明確にする

職務内容、達成すべき水準、評価方法を具体化し、あらかじめ本人に説明します。単に評点や社内順位を示すだけでなく、どの業務で、いつ、どのような不足が生じたのかを記録してください。目標設定の妥当性や業務環境の影響も検討し、本人の能力に起因する問題を整理することが実務上有効です。

2. 改善機会を設け、その内容と結果を記録する

業務不適任への対応では、不足する知識・技能に即した研修、または本人の能力を踏まえた配置転換を実施します。研修の内容、指導記録、改善目標、確認時期、実施後の業務状況を残すことをお勧めします。全社員向けの一般研修や、形式的な面談だけで必要な措置を尽くしたと判断することは避けるべきです。

3. 現場と人事が解除判断の前に確認する

低評価が続いた時点で自動的に解除する運用を見直し、①業務不適任を説明できる具体的な事実、②研修または配置転換の実施、③実施後も改善しないこと、④解除制限・通知手続・経済補償を、現場責任者と人事部門で確認します。規則の内容に加え、制定・改定時の協議や周知等、第 4 条に基づく手続も点検しておくことが望まれます。

人事評価は、成果や課題を明らかにし、改善につなげるための仕組みです。評価結果を直ちに解雇へ結び付けず、職務上の要求を明確にした上で改善を支援し、その過程を記録することが、適切な人材マネジメントと労務紛争リスクの低減につながります。

※本稿は中国の全国法と上海の個別事例に基づく解説です。個別案件の判断は、事実関係、適用法令、司法解釈、地域の実務運用等により異なります。

英創人材服務（上海）有限公司（PERSOLYC China Co.Ltd）

華東、華北、華南地域を中心に、中国全土にて日系企業向けに人材紹介サービスを提供。1996 年の事業開始以来、幅広い業種職種の人材紹介を行っており、これまでに 13,000 社以上の実績がある。人材紹介事業のほか、「企業とともに成長・変革を実現するパートナー」として、人事戦略立案～労務・教育・人事制度策定をご支援してまいりました。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

REPORT

マクロ経済レポート

中国経済展望

SMBC China Monthly

日本総合研究所 調査部
古宮 大夢
E-mail：komiya.hiromu@jri.co.jp

景気は内需主因で停滞

◆消費・投資はコロナ禍以来の低い伸び

中国景気は内需の不振で足踏み。小売売上高は、財消費の低迷を主因に前年並みの水準で推移。耐久消費財の買い替え補助金の効果がはく落しているほか、中東危機によるガソリン価格の高騰等を背景に消費者マインドが一段と悪化。固定資産投資はインフラ投資等で底打ちの兆しがみられるものの、2025年以降大幅な減少が継続。

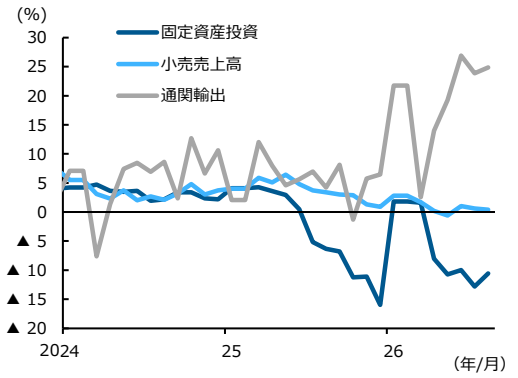
一方、外需は高い伸びを維持。世界的な AI ブームを背景に IT 関連財の輸出が引き続き好調であるほか、EV 需要の高まりを受けて自動車輸出台数も 3 ヵ月連続で過去最高水準。もっとも、原油や半導体等の価格上昇の影響も大きく、実質ベースでは、内需の減速を補うには至らず。

◆成長率目標の達成は困難

先行きの景気も、内需を中心に停滞が続く見通し。ハイテク製造業の投資拡大や電力・通信網等の「6つのネットワーク」推進によるインフラ投資の持ち直しが見込まれるものの、不動産不況や過剰生産能力といった構造的な下押し要因が残存し、投資は総じて低調に推移する見込み。悲観的な消費者マインドが続くなか、消費も低迷が続く公算大。

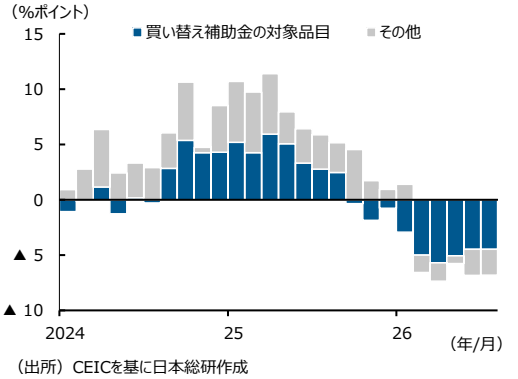
一方、政府は景気刺激策に慎重。成長率よりも経済の質を重視し、不動産市場や地方政府債務等のリスク解消に注力する姿勢を明確にしており、2026 年の成長率目標は達成困難な状況。

消費・投資・輸出関連指標（前年比）



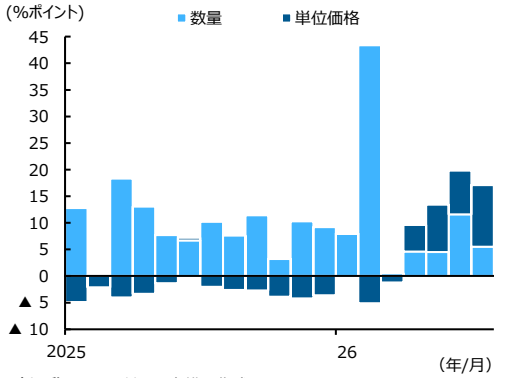
（出所）CEICを基に日本総研作成
（注）固定資産投資は年初来累計の値を基に計算。

小売売上高（消費財）の寄与度分解



（出所）CEICを基に日本総研作成
（注）一定規模以上の企業。買い替え補助金の対象品目は、自動車、家電、通信機器。各年１，２月は公表なし。

輸出金額の要因分解



（出所）CEICを基に日本総研作成
（注）人民元建。

経済政策スタンス（鐘才文コラム）

現状認識	・AI、ロボット、ハイテク製造業など新たな成長ドライバーが台頭 ・成長モデルの転換期にあり、**成長率や月次指標よりも経済運営の質を重視** ・供給は強い一方、需要が弱い状況は残存
経済運営の方向性	・AIや先端製造業を軸とした産業高度化を推進 ・**大規模な景気刺激策には依存しない** ・不動産市場や地方政府債務などのリスク解消策に注力（**短期の成長率にはマイナスとなるも、長期かつ持続的な経済発展にはプラス**）
下半期の経済見通し	・第15次５カ年計画などで確定した重点プロジェクトを執行すれば、経済は安定的に推移

（出所）人民網などを基に日本総研作成
（注）中央財経委員会が「鐘才文」名義で掲載した文章。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

消費は総じて低調

◆サービス消費は堅調も、財消費が低迷

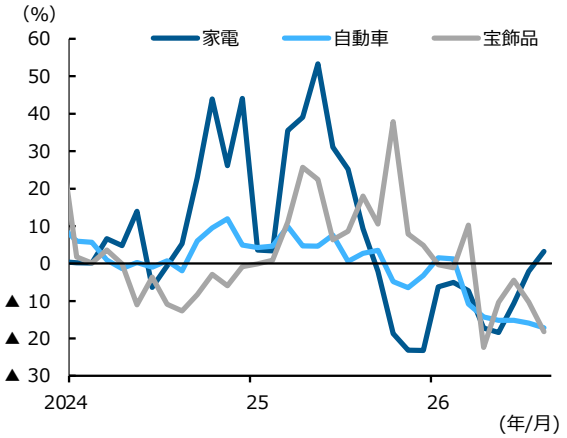
8 月の小売売上高は前年比＋0.3%と、ほぼゼロ成長。財消費の低迷が主因であり、なかでも自動車が大幅減。買い替え補助政策で喚起された需要の反動減に加え、原油高でガソリン車需要が減退。宝飾品も、国際的な金価格の上昇と節約志向の高まりが相まって、販売数量が大幅減。

先行きの消費も、総じて低調に推移する見通し。消費者マインドは中東危機を契機に悪化基調。6 月に一時持ち直したものの、ガソリン価格の再上昇を受けて再び低下。政府は利子補給制度の対象拡大等で内需を喚起しているものの、大規模な消費刺激策は打ち出さない姿勢。一方、サービス消費は今後の消費拡大の重点分野に位置づけられており、堅調に推移する見込み。

◆住宅市場は長期停滞から脱却できず

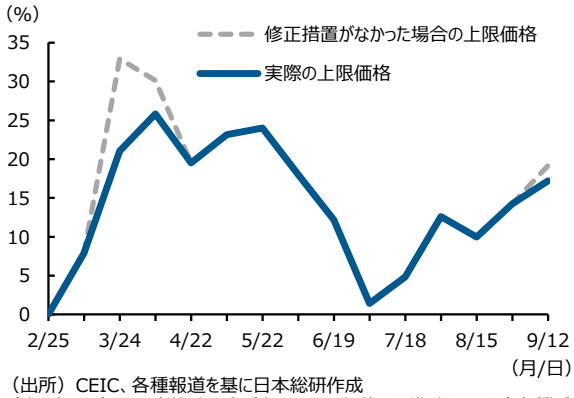
住宅市場は引き続き低迷。大都市を中心に住宅購入要件の緩和等が実施されているものの、購入層の減少といった構造的な要因が住宅販売の重石に。新築住宅価格に加え、市場の実勢を反映しやすい中古住宅価格も引き続き下落。在庫の回転期間も長期化している模様。住宅市場の健全化に向け、予約販売から完成後販売への移行や住宅ローン返済期間の延長等が打ち出されたものの、効果が短期間で現れるとは見込めず、住宅市場の本格回復にはなお数年を要する見通し。

主要耐久消費財販売（実質、前年比）



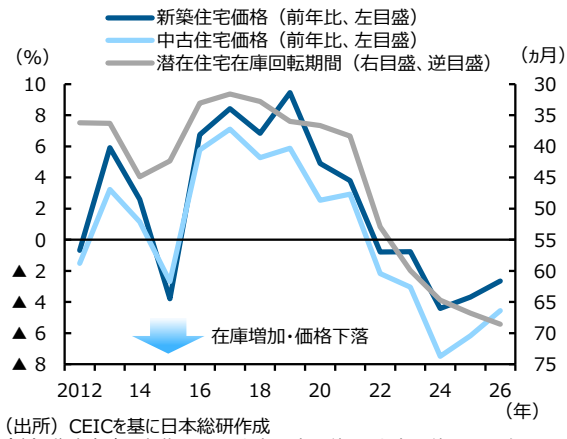
（出所）CEICを基に日本総研作成
（注）各カテゴリに該当するCPIで実質化。

ガソリンの上限価格（北京、2026年２月末対比）



（出所）CEIC、各種報道を基に日本総研作成
（注１）国家発展改革委員会が定める上限価格。基準時点は中東危機が発生する前（2026年2月25日）に同委員会が定めた価格。
（注２）家計負担軽減のための値上げ幅修正措置は、2013年の制度導入以来、本年が初。修正幅は報道ベース。

住宅価格と住宅在庫回転期間



（出所）CEICを基に日本総研作成
（注）住宅在庫回転期間＝販売未了床面積/販売床面積。2026年は、昨年１～８月の実績を基に当社推計。

住宅販売に関する新たな政策

予約販売の管理改善	予約販売を行う場合、物件の主要部分の工事が完了していなければならない **※通知以前に建築計画許可を取得しているプロジェクトは、元の規定に従う**
完成後販売への移行促進	通知時点で建築計画許可を取得済みの事業も含め、完成後販売を優先・奨励 **※「促進」であり、効力は不透明**
住宅ローンを住宅完成後に提供	予約販売の場合を含めて購入者が入居できないリスクを排除
住宅ローン返済期間の延長	返済期間を最長40年に延ばし、購入者の返済負担を緩和して販売促進
資金調達支援の強化	事業ごとに主担当の銀行を１つに定めるメインバンク制を導入

（出所）国家金融監督管理総局などを基に日本総研作成

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

投資は下げ止まるも、弱い動き

◆投資は下げ止まりの兆し

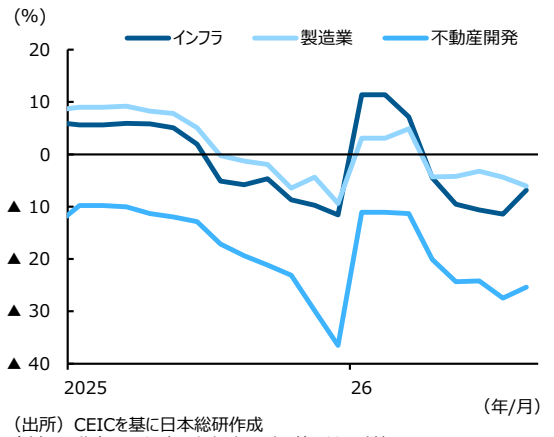
8 月の固定資産投資は前年比▲10.6%と、大幅減が続いているものの、一部で底打ちの兆し。セクター別にみると、インフラ投資は、「6 つのネットワーク」の推進等を背景にマイナス幅が縮小。一方、製造業投資は減少幅が拡大。政府は経済運営の質を重視する姿勢をとっており、過剰生産能力の解消が投資の重石になっている可能性。不動産投資も、住宅市場の低迷を背景に大幅減少が継続。

◆年末にかけてマイナス幅が縮小

先行きの投資は、以下 2 点から減少幅が縮小する見通し。第 1 に、ハイテク製造業の投資拡大。政府による支援も相まって、半導体やロボット等先端分野は増産基調。第 2 に、インフラ投資の持ち直し。8,000 億人民元の新型政策性金融ツールと「6 つのネットワーク（六張網）」が年後半のインフラ投資を押し上げ。六張網は官民が重点的にインフラ整備を進める戦略分野であり、既存整備計画の前倒しのみならず、次世代通信網や計算能力網等の新規計画も立ち上げ。足元では、情報伝送や鉄道輸送、航空輸送に関連する固定資産投資に底打ちの兆し。

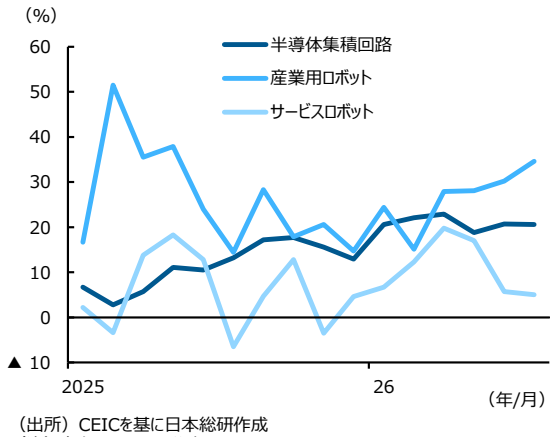
もっとも、本格回復は見込めない状況。製造業や不動産業では、過剰な生産能力や在庫等の構造的な下押し要因が残存。インフラ投資も量的拡大は限定的。財源となる地方債は借り換えや隠れ債務の圧縮が優先され、新発債の発行は停滞。

セクター別固定資産投資（前年比）



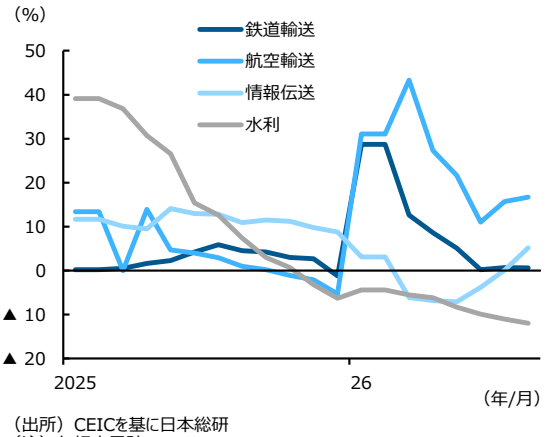
（出所）CEICを基に日本総研作成
（注）不動産開発投資は年初来累計の値を基に計算。

先端分野関連の生産（前年比）



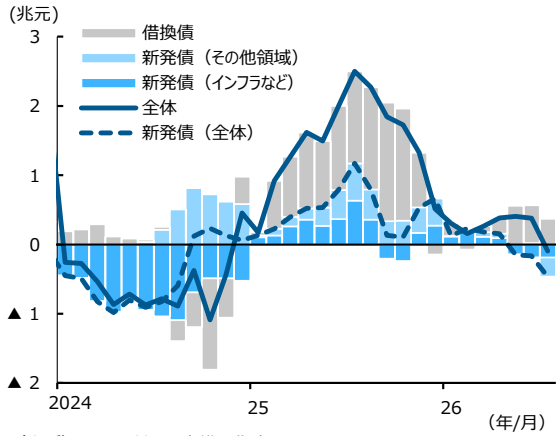
（出所）CEICを基に日本総研作成
（注）各年１,２月は公表なし。

インフラ関連業種固定資産投資（前年比）



（出所）CEICを基に日本総研
（注）年初来累計。

地方債発行額（年初来累計、前年差）



（出所）CEICを基に日本総研作成

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

外需は先行きも堅調

◆輸出入ともに価格上昇の影響大

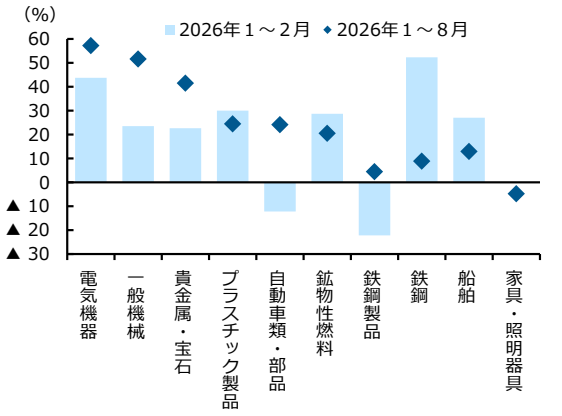
8 月の名目輸出は前年比＋24.9%と、高い伸び。ASEAN・NIEs 向けでは、IT 関連財の輸出が引き続き好調であるほか、中東危機による原油供給懸念を背景に EV 輸出も拡大。加えて、対米輸出が米中関係の改善を受けて堅調に推移しているほか、EU 向け輸出も、年初ほどの勢いはないものの底堅く推移。こうした輸出額の増加には、価格上昇の影響も大。原油価格が高止まりしているほか、AI ブームを背景に半導体や銅、金属鉱石等の価格も上昇。実質ベースの輸出の伸びは弱く、内需の減速を補うには至らず。

先行きも、外需は堅調に推移する見通し。9 月の米中首脳会談でも貿易摩擦の緩和に向けた認識で一致しており、対米輸出は前年比プラスで推移する見通し。また、中東危機を受けて世界的な脱炭素化が一段と加速しており、EV 輸出が拡大する公算大。ASEAN 等への中間財輸出も、AI ブームを背景に好調を維持する見込み。

◆資金流出は拡大傾向

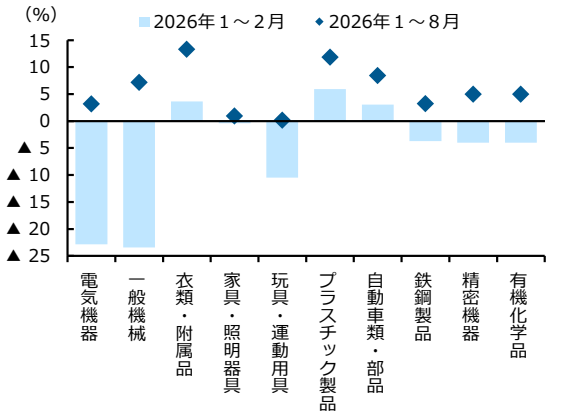
金融収支は流出傾向が継続。内需の不振で対内直接投資が減少しているほか、準備資産も縮小。商業銀行等への外貨資金の振替・預託や資産再配分が進行している可能性。先行きも、内需の低迷が対内投資の重石となり、金融収支でみた資本流出傾向が継続する見通し。

ASEAN・NIEs向け品目別輸出額（前年比）



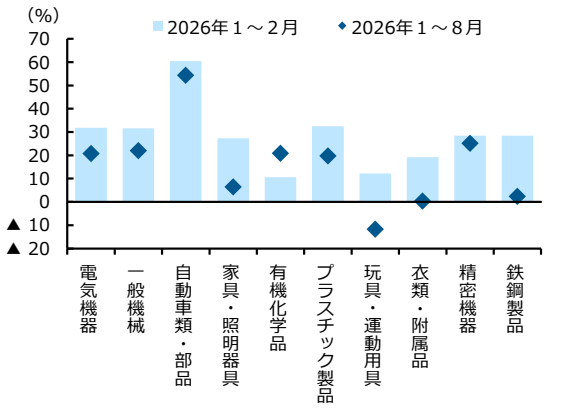
（出所）CEICを基に日本総研作成
（注）2025年のASEAN・NIEs向け名目輸出の上位10品目。HSコード２桁。

米国向け品目別輸出額（前年比）



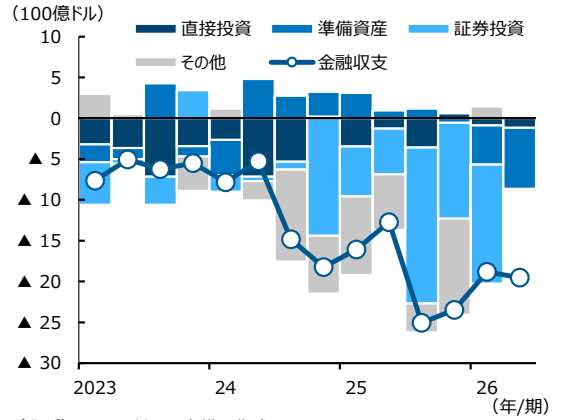
（出所）CEICを基に日本総研作成
（注）米国向け名目輸出（2025年）の上位10品目。HSコード２桁。

EU向け品目別輸出額（前年比）



（出所）CEICを基に日本総研作成
（注）2025年のEU向け名目輸出の上位10品目。HSコード２桁。

金融収支（米ドル建）



（出所）CEICを基に日本総研作成
（注）2026年４～６月期の「証券投資」と「その他」は未公表。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

インフレ率は低位で推移

◆根強いディスインフレ圧力

8 月の生産者物価(PPI)は前年比＋3.8%と、高水準で推移。原油価格に起因する生産財価格の高止まりが主因。消費者物価（CPI)も、総合ベースで同＋0.8%、コアベースで同＋1.0%と、前月からやや加速。交通燃料のプラス幅が再び拡大したほか、半導体の価格高騰で通信機器が上昇。もっとも、インフレ率は政府目標の2%前後を大きく下回っており、内需の停滞に起因するディスインフレ圧力が強い状況。

先行きも、エネルギー価格の高止まりや半導体価格の上昇を背景に一部財の価格上昇圧力は根強いものの、内需の低迷により基調的なインフレ率は低位で推移する見込み。

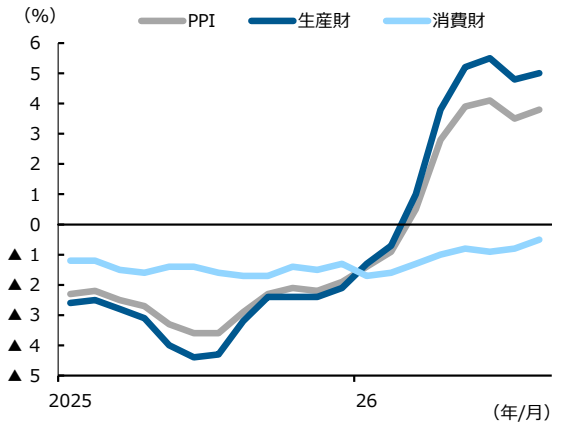
◆対米ドルレートは増価基調

9 月の人民元の対米ドルレートは増価基調で推移。中東危機が経済に与える影響や金融政策の動向を見極めようと、市場の様子見姿勢が続くものの、好調な輸出や資本流出の抑制に向けた人民銀行の元高容認姿勢もあり、小幅な人民元高圧力が続く見通し。

◆株価は下落基調

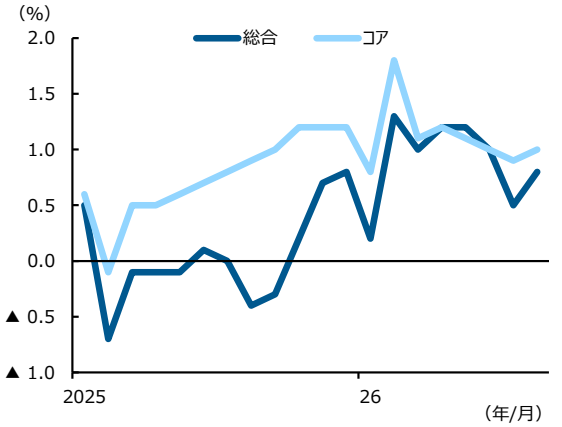
9 月の上海総合株価指数は下落。PPI の上昇率が一服したことを好感して持ち直す動きがみられるものの、中東情勢の不透明感や内需の弱さが相場の重石に。景気が停滞局面に入るなか、先行きも弱い動きが続く見込み。

生産者物価指数（前年比）



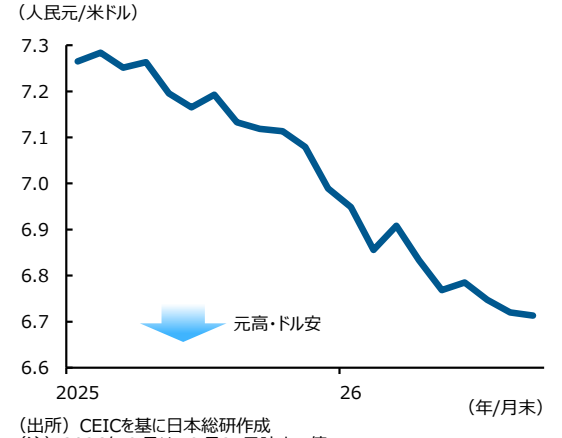
（出所）CEICを基に日本総研作成

消費者物価指数（前年比）



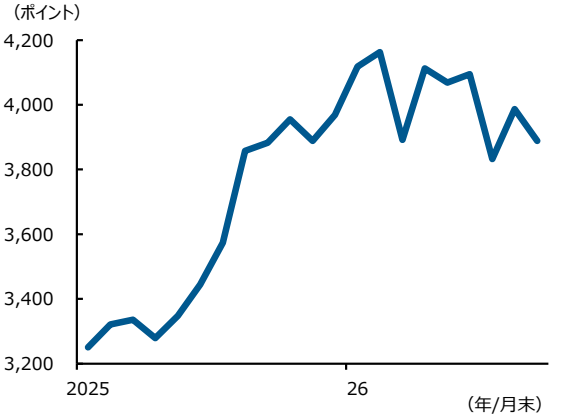
（出所）CEICを基に日本総研作成

人民元の対米ドルレート



（出所）CEICを基に日本総研作成
（注）2026年９月は、９月24日時点の値。

上海総合株価指数



（出所）CEICを基に日本総研作成
（注）2026年９月は、９月24日時点の値。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

為替情報

通貨見通し

■中国人民元 ■香港ドル ■新台湾ドル

SMBC China Monthly

三井住友銀行 市場営業統括部
エコノミスト 張 博涵
E-mail：
Zhang_Bohan@dn.smbc.co.jp

		2026/6	2026Q3			2026Q4			2027Q1			2027Q2			2027Q3		
			下限	~	上限	下限	~	上限	下限	~	上限	下限	~	上限	下限	~	上限
USDCNH	レンジ		6.60	~	6.88	6.58	~	6.86	6.51	~	6.87	6.48	~	6.85	6.47	~	6.84
	末値	6.79	6.74			6.72			6.69			6.67			6.66		
CNHJPY	レンジ		22.20	~	24.65	22.30	~	24.87	22.27	~	24.93	22.27	~	24.73	22.07	~	24.46
	末値	23.94	23.44			23.36			23.32			23.24			23.27		
USDTWD	レンジ		30.82	~	32.78	30.78	~	32.73	30.73	~	32.68	30.69	~	32.63	30.64	~	32.58
	末値	31.78	31.80			31.76			31.71			31.66			31.61		
TWDJPY	レンジ		4.76	~	5.20	4.75	~	5.20	4.72	~	5.10	4.70	~	5.10	4.70	~	5.00
	末値	5.11	4.97			4.94			4.92			4.90			4.90		
USDHKD	レンジ		7.79	~	7.85	7.79	~	7.85	7.78	~	7.84	7.77	~	7.83	7.77	~	7.82
	末値	7.84	7.83			7.83			7.82			7.80			7.80		
HKDJPY	レンジ		19.36	~	21.05	19.36	~	21.18	19.39	~	21.08	19.28	~	20.85	19.18	~	20.59
	末値	20.73	20.18			20.05			19.95			19.87			19.88		

※Q1:1-3月期、Q2:4-6月期、Q3:7-9月期、Q4：10-12月期

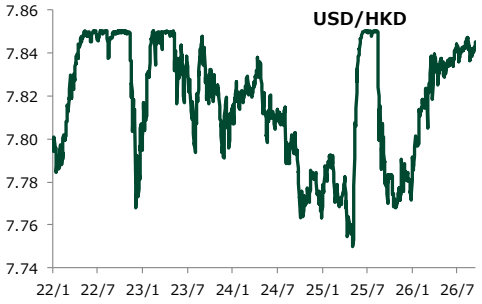
人民元



上海株



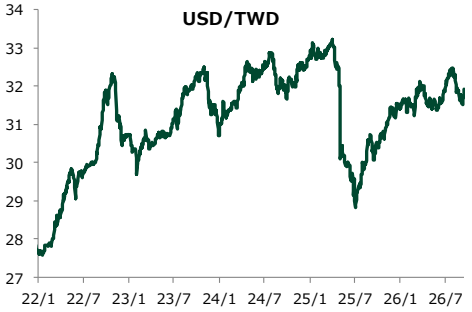
香港ドル



香港株



台湾ドル



台湾株



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行